

教員特殊業務手当の支給に関する規程の一部を
改正する訓令の制定について

教員特殊業務手当の支給に関する規程の一部を改正する訓令

教員特殊業務手当の支給に関する規程（平成20年川崎市教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第5号中「4時間」を「3時間」に、「3,400円」を「2,700円」に、「1,200円」を「1,350円」に、「600円」を「700円」に、「300円」を「350円」に改める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

制 定 理 由

教員特殊業務手当の額を改定すること等のため、この訓令を制定するものである。

教員特殊業務手当の支給に関する規程の一部を改正する訓令新旧対照表

改正後	改正前
<p>○教員特殊業務手当の支給に関する規程 平成20年3月31日教委訓令第4号 (第1条～第2条 略)</p>	<p>○教員特殊業務手当の支給に関する規程 平成20年3月31日教委訓令第4号 (第1条～第2条 略)</p>
<p>(支給額)</p>	<p>(支給額)</p>
<p>第3条 規則別表教員特殊業務手当(1)から(5)までの各項額の欄に規定する当該業務の種類又は当該業務の心身に与える負担の程度に応じ教育委員会が定める額は、次に掲げる額とする。</p>	<p>第3条 規則別表教員特殊業務手当(1)から(5)までの各項額の欄に規定する当該業務の種類又は当該業務の心身に与える負担の程度に応じ教育委員会が定める額は、次に掲げる額とする。</p>
<p>(1) 規則別表教員特殊業務手当(1)の項支給を受ける者の欄アの業務 ア 業務に従事した時間が6時間以上であるとき。 7,500円 イ 業務に従事した時間が6時間未満であるとき。 1,100円</p>	<p>(1) 規則別表教員特殊業務手当(1)の項支給を受ける者の欄アの業務 ア 業務に従事した時間が6時間以上であるとき。 7,500円 イ 業務に従事した時間が6時間未満であるとき。 1,100円</p>
<p>(2) 規則別表教員特殊業務手当(1)の項支給を受ける者の欄イ及びウの業務 ア 業務に従事した時間が6時間以上であるとき。 7,000円 イ 業務に従事した時間が6時間未満であるとき。 900円</p>	<p>(2) 規則別表教員特殊業務手当(1)の項支給を受ける者の欄イ及びウの業務 ア 業務に従事した時間が6時間以上であるとき。 7,000円 イ 業務に従事した時間が6時間未満であるとき。 900円</p>
<p>(3) 規則別表教員特殊業務手当(2)の項に掲げる業務 ア 宿泊を伴うとき。 4,800円 イ 宿泊を伴わないとき。 1,100円</p>	<p>(3) 規則別表教員特殊業務手当(2)の項に掲げる業務 ア 宿泊を伴うとき。 4,800円 イ 宿泊を伴わないとき。 1,100円</p>
<p>(4) 規則別表教員特殊業務手当(3)の項に掲げる業務 4,800円</p>	<p>(4) 規則別表教員特殊業務手当(3)の項に掲げる業務 4,800円</p>
<p>(5) 規則別表教員特殊業務手当(4)の項に掲げる業務 ア 高等学校教育職給料表の適用を受ける者 (ア) 週休日又は条例第10条第1項に規定する休日等において業務に従事した時間が<u>3時間</u>以上であるとき。 <u>2,700円</u> (イ) 業務に従事した時間が<u>3時間</u>以上であるとき((ア)に掲げるときを除く。)。 <u>1,350円</u> (ウ) 業務に従事した時間が2時間以上<u>3時間</u>未満であるとき。 <u>700</u></p>	<p>(5) 規則別表教員特殊業務手当(4)の項に掲げる業務 ア 高等学校教育職給料表の適用を受ける者 (ア) 週休日又は条例第10条第1項に規定する休日等において業務に従事した時間が<u>4時間</u>以上であるとき。 <u>3,400円</u> (イ) 業務に従事した時間が<u>4時間</u>以上であるとき((ア)に掲げるときを除く。)。 <u>1,200円</u> (ウ) 業務に従事した時間が2時間以上<u>4時間</u>未満であるとき。 <u>600</u></p>

改正後	改正前
<p><u>円</u></p> <p>イ 義務教育諸学校教育職給料表の適用を受ける者のうち小学校及び中学校に勤務するもの（特別支援学級を担当するものを除く。）</p> <p>（ア） 週休日又は条例第10条第1項に規定する休日等において業務に従事した時間が<u>3時間</u>以上であるとき。 <u>2,700円</u></p> <p>（イ） 業務に従事した時間が3時間以上であるとき（（ア）に掲げるときを除く。）。 1,350円</p> <p>（ウ） 業務に従事した時間が1時間以上<u>3時間</u>未満であるとき。 <u>350円</u></p> <p><u>円</u></p> <p>ウ 義務教育諸学校教育職給料表の適用を受ける者のうち特別支援学校に勤務するもの並びに小学校及び中学校の特別支援学級を担当するもの</p> <p>（ア） 週休日又は条例第10条第1項に規定する休日等において業務に従事した時間が<u>3時間</u>以上であるとき。 <u>2,700円</u></p> <p>（イ） 週休日又は条例第10条第1項に規定する休日等において業務に従事した時間が2時間以上<u>3時間</u>未満であるとき。 <u>1,350円</u></p> <p>（ウ） 業務に従事した時間が2時間以上であるとき（（ア）及び（イ）に掲げるときを除く。）。 <u>1,350円</u></p> <p>（エ） 業務に従事した時間が1時間以上2時間未満であるとき。 <u>700円</u></p> <p><u>円</u></p> <p>（6） 規則別表教員特殊業務手当（5）の項に掲げる業務 1,000円</p> <p>（以下 略）</p>	<p><u>円</u></p> <p>イ 義務教育諸学校教育職給料表の適用を受ける者のうち小学校及び中学校に勤務するもの（特別支援学級を担当するものを除く。）</p> <p>（ア） 週休日又は条例第10条第1項に規定する休日等において業務に従事した時間が4時間以上であるとき。 3,400円</p> <p>（イ） 業務に従事した時間が<u>4時間</u>以上であるとき（（ア）に掲げるときを除く。）。 <u>1,200円</u></p> <p>（ウ） 業務に従事した時間が1時間以上<u>4時間</u>未満であるとき。 <u>300円</u></p> <p><u>円</u></p> <p>ウ 義務教育諸学校教育職給料表の適用を受ける者のうち特別支援学校に勤務するもの並びに小学校及び中学校の特別支援学級を担当するもの</p> <p>（ア） 週休日又は条例第10条第1項に規定する休日等において業務に従事した時間が<u>4時間</u>以上であるとき。 <u>3,400円</u></p> <p>（イ） 週休日又は条例第10条第1項に規定する休日等において業務に従事した時間が2時間以上<u>4時間</u>未満であるとき。 <u>1,200円</u></p> <p>（ウ） 業務に従事した時間が2時間以上であるとき（（ア）及び（イ）に掲げるときを除く。）。 <u>1,200円</u></p> <p>（エ） 業務に従事した時間が1時間以上2時間未満であるとき。 <u>600円</u></p> <p><u>円</u></p> <p>（6） 規則別表教員特殊業務手当（5）の項に掲げる業務 1,000円</p> <p>（以下 略）</p>